検疫所における職員の麻しん、風しん感染対策について

【対策の概要】

- 検疫所職員は、感染症対策を所管している厚生労働省の職員として海外からの渡航者との接触機会が 多いことから、職員の安全確保及び職員を介した国内での感染拡大を防止する観点からも、麻しん感染対策 の必要性が高い。
- このため、平成29年5月に人事院規則10-4(職員の保険及び安全保持)第15条の規定に基づき、伝染性疾患の蔓延の予防のための措置として「職員の麻しんに対する免疫状況調査等対応要領」を発出し、厚生労働大臣から各検疫所長に対する職務命令として、定期健康診断等の際に、麻しんについて、希望する職員に公費負担による抗体検査、(その結果を踏まえた)予防接種の機会を提供し、検査や接種を受けていただくよう推奨することを求めている。
- また、風しんについても、海外で感染したと推定される患者の割合が近年増加傾向にあることを受けて、 平成30年7月に人事院規則に基づき「職員の麻しん、風しん感染対策実施要領」を発出し、麻しんと同様に 厚生労働大臣から各検疫所長に対して職務命令を行っている。
- なお、検疫所職員は厚生労働省の職員であり、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第15条の規定に基づき、全額公費負担としている。